(一)　第661号　昭和27年月9日25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和36年(1961)2月26日(日)

みいけ

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
7140番
編集兼発行人　境　孜

本紙二面は「物価値上げ反対」の大地評共同デスク特集としました

政策変更の指標かかげ
全山24時間スト（27日）
4日には時間外職場大会

炭労では二月十四、五日に第一回中闘委をひらき、政策変更闘争および貝島・宇部の合理化反対闘争について具体的な方針を決定し、二月二十七日の一せい二十四時間ストライキ、三月四日一せい休憩時間内職場大会を指令した。まだ貝島・宇部にはそれぞれ二月二十日、二十五日から無期限ストを指令した。この指令にもとずき三池労組では二十四日、指令第一号の「ストライキ突入に関する指令」を発した。

指令

三池労組指令第一号
三月二十四日
「ストライキ突入に関する指令」

われわれは、炭労第二九回大会で政府ならびに石炭資本の反動・独善の諸政策を変更させるためのたたかいについて討議し、今後の闘争方針を決定した。

その具体化のための炭労中闘発第一号（二月二四日）により、左記の通り指示する。

記

一、闘争指標　反動石炭諸政策変更

一、期日・規模
二月二七日（月）
各番方一斉二四時間ストライキに突入せよ。
なお、別紙の通り地域毎に午前十時よりの決起大会に参加し、貝島・宇部労組に対する激励文を打電せよ。
三月四日（土）
各番方勤務時間外の職場大会を開催せよ。

一、その他
1、保安要員については、従来通り支部毎に協議決定せよ。
2、具体的細部事項については支部闘争委員長の指示に従え

以上

二十七日のストライキは、衆議院の予算審議を前に、炭鉱労働者の政策変更をはつきり行動で示すために、四日も同じ要求をもつて春闘と統一行動として行なわれることになつたものである。

四項目を追加要求

炭労では昨年十一月一日、政府にたいして石炭政策に関して七項目の要求を提出したが、これにたいする政府回答は十二月十四日なされたが、具体的なものは何一つとして示されなかつた。極めて不満な内容であり、第一回中闘は、さきの政府回答にたいするわれわれの態度を明確にするとともに、大会で決定された要求内容をおきなつて政府に提示することを決定した。

二十日、要求書は総理、通産、労働、経企の各大臣宛に提出し、具体的な回答を要求するとともに、前回の要求書を補足して、緊急な対策を必要とする具体的項目について追加要求をし、今後は直接会見の上、回を重ねて交渉することを申添えた。

追加要求はつぎの各項である（要旨のみ掲載した）

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の改廃について
(1) 現行法の改廃を要求し炭鉱近代化計画、離炭地振興計画、労働力の流動及び技能訓練計画（離職者対策、流通機構改善計画、炭鉱最低賃金制確立）などを総合する石炭産業法の制定。
(2) 合理化計画（十一万人解雇方針）策定の際、その救済施策を明らかにせよ。
(3) 合理化法にもとずく諸務の執行について。

二、事前協議制の確立について
(1) 政府、資本、労働の三者による事前協議諸機関を設置し運営せよ。
(2) すでに離職させた労働者の就労対策確立について緊急にその措置を講ぜよ。

三、離職者対策について
四、前回申入れの趣旨はいささかも相違していない、この実施をつよく要求する。

無期限スト突入

宇部・貝島に激励送ろう

【貝島】賃金、労働条件切下げ反対を指標に、二月二十日いらい無期限ストに突入して、団結を固めたたかいをつづけている。

会社側は一月二十六日一人平均五、〇〇〇円の賃下げを中心とする合理化を提案してきた

組合では一月二十三日の二十四時間ストをはじめとして、二十五、二十六日に時限スト、三月四、十一日の二十四時間ストではげしい抗議をつづけてきた。

団結ますます強化

【宇部】賃金、労働条件切下げ職場活動の封殺反対の指標のもとに、二十五日以降無期限ストライキに突入した。

昨年十二月二十六日と今年の一月二十五日の二回にわたつて、会社は賃下げ三千円をふくむ、標作の一方的設定、各方別に仮賃金支払いなど労働条件の切下げと、組合活動封殺の諸申入れを行なつてきた。三池闘争をともにたたかつた貝島、宇部の仲間に一人でも多く激励の手紙を出そう。

みいけ日誌

2月19日　就職対策＝阪急バス面接、就職対策委員会
20日　貝島労組無期限スト突入、企画委員会、大地評執行委員会、公判＝熊本地裁
21日　企画委員会、物価値上げ反対共闘委（大地評）、公判＝大牟田地裁、大牟田簡裁
22日　教宣部長会議、提訴者全員会議、主婦会評議員会、福岡労金理事会、就職対策＝確定申告説明
23日　第三回団体交渉、政治局会議、公判＝福岡刑事二部（24日まで）地位保全、健保理事会
24日　企画委員会、中央執行委員会、三川鉱変災、九本厚生部長会議、福労金財務長会議、公判＝福岡刑事二部、就職対策＝荒尾農業委員会現地調査、会社にスト通告
25日　中央委員会、三川支部野崎さん社葬

一致して闘い抜く
中央委員会　今後の闘う路線を討議

第三回中央委員会は二月二十五日午前九時から労働会館でひらかれたが「こんごの闘いの路線」が執行部から提案され、活発な討議をしたが、その大要はつぎの通りである。

一、世論の動向

いま三池には三池を守る会を含む組織内外からたくさんのカンパ金物資が連日送られている。例えば三池に直接送られてきた陣中見舞をとつてみても、昨年六月の一・二六七件七三五万七七四一円を最高にすでに三・〇〇〇万円が集つているが。十月二六五件一四一万八九五七円、十一月二〇五件九一万二七八五円、十二月二〇四件一六四万三二〇七円、一月一一八件七五万一九九円、二月（十四日まで）九九万四〇七〇円とさらに続いていることを見ても三池闘争は終つていないということが理解されていることは明らかだ。

しかし、一方では人員が減つたのに生産が上がつているという事実は、やはり生産阻害者がおつたからではないか、またあれだけ闘つたのだから差別が少々あるのは当り前だという一部の意見もある。だが、差別に対する憤慨はつよく三池労組がこんごどのように組織を守つて行くかということに、非常に関心が払われていることは事実である。このような状態を内外に訴えるとともに、三池闘争はまだ終つていないという点を春闘の中でも明らかにして、われわれ自身が困難をのり切る姿勢を確立しなければならない。

二、組合員の動向

差別、低賃金、労働強化、あるいは職場の苦情などなかなか敏速な解決がつかないので、組合員の中に、どうしてくれるのだろうという意見や不安があることは、率直に認めなければならないだろう。とくに抗外関係の低賃金の人たちには何とかならねば食えぬという空気が非常に多い。

しかし、こうなつたら根くらべだ差別に負けず切崩しをはね返すことが、差別を止どめることである と不動の態勢で肚をきめた組合員も圧倒的に多い。

闘争中の個人別貸借明細書を配布し、借用証に改めて捺印したことに対しても、会社や第二組合が宣伝するように十何万円も借金があるわけではない、逆に一人十数万円ものカンパを得たことについて感謝の気持ちをもち、闘争推進の決意を固めたという組合員も多い。しかし、やはり一方では、生産を上昇させながら差別を強行する会社の高姿勢に対しての不安もある。そしてこのままではいけない、会社に対して早急に抗議し対決しなければならないという声も強い。つまり、この段階で部分的な動揺や不安を内包しながら、毎日差別と闘つているというのが組合員の実態である。

三、会社内部の動向

現場の実態から見ても日産一万二千トンを早急の目標とし一万五千トンを下期に考え生産増強を至上命令としていることは疑いがないそのため、職制は戦後かつて見ないほど強化され、軍隊組織といつてよいほど上下の差が強くなつてきた。三井鉱山独得のお家騒動、勢力争い、派閥関係はあるとしても、われわれは組合としてその間隙をつくというようなことを考えるべきでない状態がある。つまり鶴の一声で会社内部の体制は統一するだろう。しかし一五、〇〇〇トン出炭強行と、差別切崩しは相矛盾する点に、もやもやがある。注目すべきことは三池労組を第二組合に近づけようとする考えや、勝利感あるいは復しゅう精神が会社にはある。したがつてわれわれは生産上昇を至上命令とする会社側の態勢と、組織に対する敵視、切崩しが本来矛盾するものでありながら、いまの三池にはあるということを見ざるを得ない。

さらに、差別、切崩しを強行するのを見ても、会社はやはり今後の合理化を意図していると考えねばならない。（最近NHK放送で若林所長は指名解雇でなく話合いとに自然減耗でこんごは行くと発表しているが、われわれとして構えを十分にする必要がある）更に三川鉱を中心とし、全三池の出炭の六〇％を原料炭とし、山元コストを三〇〇〇円以下にするという事が会社の狙いであるようだ

四、会社側の差別と組織切崩し

われわれは誰でも知つているように、会社のあらゆる卑劣な行為での差別はさらに続いている。例えば二十六日に三川支部では分会対抗の駅伝を実施することにしているが、会社はいままでにない大巾な休出勤を要請した。これは休日の行事をつぶそうというイヤがらせのあらわれである。

また、文書戦術、供応、子弟の就職のあつせんあるいは、病院などで見られるように、患者が減つたとの理由による配転でおどかすとか、趣味娯楽を利用し親睦会を活発化するなど、あるいは職制の社宅訪問、病気見舞い、身上相談など細かなやわらかい活動も活発にしている。伝えられるところによると、職制は切崩しの割当をうけて狂奔しているようである。

その反面、経営者としての独善的なスジはあくまで通すという至上命令的なやり方で、企業意識を徹底的に確立しようとしている面がある。とくに、差別だけでなく思想面でも全労的な教育をパンフレットや講師によつて狙つている。硬軟自在の攻撃をさらにますます巧妙にしかけてくることを注意しなければならないだろう。

われわれは総評、社会党の調査団を迎えて世論の展開もはかつているが、さらに具体的に組織分裂を起し差別を蒙つた組織の実態を研究し、大衆的な討議を起しこれに抵抗する構えを確立しなければならない。総評、炭労では炭労大会などで出ているように、三池闘争は終つていないとの立場で方針が出されている。

五、今後の闘いの路線

われわれはまず第一に、生産と差別の矛盾をつき、精力的な団交を粘り強く行ない山元での解決に全力をあげる。交渉方式だけにこだわらず支部単位に具体的交渉も行なうことにする。

しかしながら、不当差別や組織介入の排除と諸法規、とくに保安を守ること及び坑外低所得者の救済や、不当弾圧反対と完全就職の貫徹は一体となつてわれわれの闘争指標になる。差別排除、組織介入反対だけでは、現状に必ずしも十分な闘争方針とはいえない。ついに三池労組からも尊い犠牲者を出した。（三川支部野崎一さん）

低賃金は決定的である。基礎外労働の要求も強いし、この飢餓賃金の打破を生産増強の裏にある問題として要求する。従つて大巾賃上げ、攻撃変更、最賃制確立、時間短縮、失業反対、雇利擁護などの春闘全体の中で、三池労組は独自のこのような身近かな諸問題の解決を推進することを併行して考えざるを得ない。

また、組織の内部には強い意見だけでなく疲労もある。われわれは一致して闘うためには、脱落を防止しながら三池独自のこのような要求を貫徹することを通じて春闘に参加する構えが必要である。そしてこのような基本的な闘いは相当な抵抗と長期間を要することを確認している。

春闘と三池闘争を両立させるためには、三池の事情を総評、炭労に理解してもら必要があるし、われわれ自身が一人ひとり決起して抵抗を始めることに基礎をおかなければならない。

炭労では三池の実情について三月六日の中闘委員会で討議することになつている。われわれは持てる力を最大限に活用して、身近かな問題の解決をはかりつつ春闘を消化するということで意志統一を行なつた。

さらにこのことは、逃げ腰の態度でなく、みんなで一致して闘いぬく長期の構えとして理解されねばならない。組合員全員が納得する行動を組織すること以外に長期の抵抗、差別排除はありえない。

そのための具体的行動は別途に立てられる。もちろん、交渉を軽視してはやり強い話合いを続けるが実力行使の態勢が必要な場合、われわれは断固として有効な戦術をもつて立上る。

したがつて生産についての協力や俗にいわれる経営権その他については、基本的なわれわれの要求とは区別して、場合によつて一歩下がつた形でうけとめることもありうるが、前に述べた基本的な三池の諸要求については、組織の全力をあげて全員一致で守りぬく決意を必要とする。

さらに賃金、労働条件、保安などの諸問題については、第二組合と共闘の立場で闘いをすすめることも必要だということも確認し合つた。

強調された前向きの姿勢

以上の提案に対して中央委員会では、強い意見だけではなく身近かな問題を含めて全員が一致して闘いを組むことについては意見の一致をみた。

だが、春闘全体の統一闘争と三池の闘いが区分され孤立することがないように、注意ぶかく組み上げねばならないという要望が強く出された。弱い面はたしかにあるにしても、春闘全体の実力行使に参加する用意があることも力づよく述べられた。

また、組織防衛という構えではなくして、組織拡大の闘いとして前向きの姿勢で防衛を行なう必要が論議された。